附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　奄美海上保安部に係る改正規定　令和六年十二月十日

二　鹿児島財務事務所名瀬出張所に係る改正規定　令和七年一月十四日